

5. 訪問入浴介護

※（ ）内が旧単位となります

基本報酬の改定

	1回につき
訪問入浴介護費	1,260単位 (1,256)
介護予防訪問入浴介護費	852単位 (849)

※新型コロナ対応の時限措置として、2021年9月30日までの間は、所定単位数の千分の千一に相当する単位数が加算されます

各種加算の改定

(1) 加算の新設

名称	区分：単位数	詳細
初回加算	200単位/月	新規利用者の居宅を訪問し、指定訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定訪問入浴介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。
認知症専門ケア加算	(I) : 3単位/日 (II) : 4単位/日	<p><認知症専門ケア加算 (I)></p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上 認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施 当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催 <p><認知症専門ケア加算 (II)></p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症専門ケア加算 (I) の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定
サービス提供体制強化加算	(I) : 44単位/回	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上

(2) 加算の改定

名称	現行	改定後
清拭又は部分浴を実施した場合の減算	30%/回を減算	10%/回を減算
サービス提供体制強化加算	(I) イ : 36単位/回	(II) : 36単位/回
	(I) ロ : 24単位/回	(III) : 12単位/回 以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上 ②勤続7年以上の者が30%以上

※社会保障審議会（介護給付費分科会）資料より抜粋